

瀬戸市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成25年3月26日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第9号

瀬戸市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく審議会として設置する瀬戸市子ども・子育て会議について、同条第3項の規定に基づき組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第77条第1項に掲げる事務を処理するため、瀬戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織し、委員は市長が任命する。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども家庭課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。